

業務委託契約書本体雛形の改正に係る新旧対照表  
(2018年9月版への改正箇所のみ抜粋)

改正後	改正前	改正事由
<p>(財務諸表及び納税証明書の提出、並びにその他の調査と受注者による協力)</p> <p>第5条 受注者は、頭書履行期間内に、会社法上作成が要求される財務諸表(写し)を毎事業年度後遅滞なく発注者に対して提出する。ただし、当該提出された資料は、頭書業務の適切かつ円滑な実施のために、受注者の財務内容の確認に必要な範囲でのみ利用されるものとする。</p> <p>2 受注者は、頭書履行期間内に行った納税につき、発注者から請求があった場合には速やかにその納税証明書(発行日から3か月以内のもの)を発注者に対して提出する。</p> <p>3 業務委託契約約款第24条第3項に定める「本契約期間中の検査」には、本契約書附属書Ⅲに関連する受注者の支出に関して、企業会計原則に沿った経理事務が行われているかという経費に係る発注者による実地調査を含むものとする。</p> <p>4 業務委託契約約款第24条各項の規定は、本契約の業務の実施が完了した後も引き続き効力を有し、発注者は、受注者に対して、内部調査を指示し、その結果を文書で報告させ、説明を求め、検査を行うことができる。ただし、同条第2項に定める受注者の事業所における発注者による検査を行う期間は、検査対象とする文書の法定保存期間を限度とする。</p>	(新設)	<p>受注者の財務状態を把握することにより、委託業務の確実な履行を担保するため。</p>
<p>(概算払)</p> <p>第7条 業務委託契約約款第18条第1項に定める「契約金額の10分の9以内の額」については、「精算報告書に記載を予定する精算金額と契約金額のいずれか低い額の10分の9以内の額」に読み替える。この「精算報告書に記載を予定する精算金額」とは、受注者の本契約に基づく支出予定金額を踏まえて、同約款14条に従って合理的に行われるであろう精算において算出されることが予定される金額に限られるものとする。</p>	(新設)	<p>JICAから受注者への概算払が過大な結果、精算確定後に、受注者からJICAへの過払金返納手続が発生することを、未然に防止するため。</p>